

危険物新聞

第260号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川井清治郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 30円

乙種34%、丙種80% 取扱者試験合格発表

大阪府では昭和50年度第1回危険物取扱者資格試験を6月29日に実施したが、7月25日合格者を発表、8月29日免状を交付する。

合格率は乙種第4類33.9%、丙種80.4%で、欠席率は比較的少なかったが、乙種の合格率が相変わらず悪く40%を大きく割っている。

	申請者	欠席者	実受験者	合格者	合格率
乙	4,797	366	4,431	1,500	33.9%
丙	1,094	44	1,050	845	80.4%

参考までに最近の合格率を調べてみると

<乙種第4類>

年月	合格者	合格率	(欠席率)
49. 3	2,213	46.0%	(8%)
49. 7	1,578	39%	(11%)
49.11	1,993	38.4%	(10%)
50. 3	1,935	36.8%	(8%)
50. 6	1,500	33.9%	(8%)

次は10月頃に、乙種全類

大阪府の次期危険物取扱者試験は、10月中旬の日曜日を予定して、目下計画がすすめられている。実施種目は乙種全類で、甲種は来年2月になる見込み。なお受験準備講習は9月下旬~10月上旬にわたり別掲のとおり予定されている。





情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト

エクセル

EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

解説

準危険物

がいろん

準危険物とは危険物に準ずる可燃性の物品でその貯蔵、

取扱いの技術上の基準が市町村条例で定められている。もちろん指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いについては、施設の許可制、取扱者の資格、施設の厳格な技術基準が規制されているのに比較し、準危険物の貯蔵、取扱いは届出制、貯蔵、取扱いの基準と基本的には大変な格差がある。しかし準危険物のなかには、危険物よりも危険性の大きいものもあり、よくその性状を把握して安全管理につとめるべきである。準危険物の規制は消防法第9条の三の「政令に定める危険物に準ずる可燃性の物品の貯蔵、取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める」と指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いと同列に定められている。

1. 準危険物の品名と指定数量

消防法施行令第5条により同令別表2により、準危険物の類別、品名、数量は次のとおり定められている。

類別	品名	数量
第1類	亜塩素酸塩類	10
	臭素酸塩類	15
	沃素酸塩類	20
	重クロム酸塩類	600
第2類	油紙類及び油布類	100
	副蚕糸	100
	油かす	1,000
第3類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	50
	炭化アルミニウム	60
	水素化物	60
	カルシウムシリコン	200
第4類	ラッカーパテ	200
	ゴムのり	200
	第1種引火物	200
	しょう腦	600
	ナフタリン	600
	松脂	600
	パラフィン	600
	第2種引火物	600
第5類	ニトロソ化合物	40
	ジニトロソペンタメチレン テトラミン	40
	ナトリウムアミド	40
第6類	過塩素酸	30
	塩化チオニル	80
	塩化スルフリル	80

備考

- 油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでい
る紙又は布及びこれらの製品をいう。
- 副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでい
るもののみを
いう。
- 水素化物とは、アルカリ金属及びアルカリ土類金属
(ベリリウム及びマグネシウムを除く)の水素化物を
いう。
- ゴムのりとは、生ゴムにガソリンその他の引火性溶
剤を加えて、のり状としたものをいう。
- 第1種引火物とは、常温で固体であり、かつ摂氏
40°C未満で可燃性の蒸気を発生するものをいう。
- 第2種引火物とは、常温で固体であり、かつ、次の
イ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。
イ 摂氏40°C以上100°C未満で可燃性の蒸気を発生
するもの
ロ 摂氏100°C以上200°C未満で可燃性の蒸気を発生
し、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以
であるもの
ハ 摂氏200°C以上で可燃性の蒸気を発生し、かつ、
燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもの
で、融点が摂氏100°C未満のもの
- ニトロ化ソ化合物とは、1のベンゼン核に2以上のニ
トロソ基が結合したものをいう。

〓危険物はコワくない、発刊

南消防署では危険物取扱いの入門書ともいべき小冊子をこのほど発刊、管内関係者に配布した。内容は危険物のあらましと、関係法令を簡単に解説したもので、希望者は同署予防係に申込みば頒けてもらえる。

準危険物のあらまし

準危険物の品名については、施行令別表と同備考で定義づけられているが繁用物質について一般的な性質概要を解説する。

なお、昭和46年の消防法改正により特殊引火物、石油類の「液体」の定義が改正され、従前、準危険物としてとりあつかわれていた寒天状のミナス原油や、第三ブチルアルコールは危険物としてあつかわれるので注意されたい。

<第1類準危険物>

一般に不燃性で、他の物質を酸化しやすい酸素を含有する物質で、加熱、衝撃により酸素を放出する。

水溶性のものが多いが、水溶液は準危険物としてとりあつかわれない。

(品名)	(種類)	(性状)
臭素酸塩類	臭素酸カリウム 臭素酸ナトリウム 臭素酸アンモニウム	コールドパーマ第2液として広く用いられる。白色の結晶又は粉末で水に溶けやすい。可燃性物質と混合したときは加熱、衝撃で爆発しやすい。又コールドパーマ第2液用剤(チオグリコール酸アンモン等)と混合するときは発火爆発危険が大きい。
沃素酸塩類	沃素酸亜鉛 沃素酸ナトリウム 沃素酸マグネシウム	
亜塩素酸塩類	亜塩素ナトリウム	漂白剤として使用され、商品名シルブライトは亜塩素酸ナトリウムを主剤とする。無色の粉末で、含水物は約120°Cで分解して酸素を放出する。
重クロム酸塩類	重クロム酸ナトリウム 重クロム酸カリウム	

<第2類準危険物>

紙、繊維類に動植物油がしみこんだようなもので、乾性油に類似した自然発火の危険性をもつ可燃物である。

<第3類準危険物>

禁水性物質で、水と作用して発熱し、なかには水素又はメタンのような可燃ガスを発生するものがある。もちろん消火にあたっては注水は禁物で、乾燥砂を用いる。

(品名)	(種類)	(性状)
金属リチウム 金属カルシウム 炭火アルミニウム		
水素化合物	水素化アルミニウムリチウム	水素と他の元素との二元化合物を水素化合物とよばれるが、準危険物としては令備考により範囲はアルカリ金属及びアルカリ土金属の水素化合物に限定される。 別名リチウムアルミニウムハイドライドとよばれ、還元剤として用いられる。灰色の粉末で約150°Cで分解し、又水と作用して水素を発生する。

水素化ナトリウム
水素化リチウム
水素化カルシウム

カルシウムシリコン

ケイ素化カルシウムとケイ素との合金で、水と作用して水素を発生する。

〈第4類準危険物〉

常温で固体（危険物に該当するものを除く）もしくは半固体状のもので、引火性又は可燃性のもので、高温では液状となり第4類危険物と類似した危険性をもっている。

(品名)	(種類)	(性 状)
ラッカーパテ		引火点21°C未満の溶剤を10%余り含有しているので引火しやすい。
ゴムのり		生ゴムをガソリン等に溶かしてのり状にしてあるため、ゴムのりのほとんどは危険物第1石油類としてとりあつかう。（昭和46年の法改正に伴う石油類の定義が改正された）
しょうのう		無色の結晶で昇華しやすく、引火点65°Cと引火しやすい。
ナフタリン		無色の結晶で昇華しやすく、引火点80°C
松やに		一般に松柏科植物の樹液からテレピン油を蒸留した残渣で、黄褐色の塊状で非常によく燃える。
パラフィン		流動パラフィンは一般に危険物としてとりあつかわれる。準危のパラフィンは白色のロー状で、引火点約200°C、融点45°C～65°C、燃焼熱は大きく、溶融した状態では油状の危険物と類似している。
第1種引火物		常温（20°C）で固体で40°C未満で可燃性蒸気を発生するもの、ただし危険物に該当するものは除かれる。
	固形アルコール	合成樹脂にメタノールをしみこませたもので常温付近でメタノールの蒸気を発生し引火する。ただし40°C未満で液状になるものは危険物に該当する。
第2種引火物		第2種引火物としての条件は政令別表備考に定められているが、主な種類は次のとおりである。
	フェノーール	石炭酸ともよばれ、無色の結晶、引火点は約80°C、水にとけやすい。
	パラフォルムアルデヒド	固形ホルマリンのことで、120°Cで昇華する。引火点は約70°C
	パラトルイジン	引火点86°C
	エチルザンテート	引火点95°C

クレゾール	メタクレゾールは常温で液状(危険物)であるがオルソ、パラクレゾールは準危険物である。引火点はオルソ(81°C)、パラ86°C
アントラセン	無色の板状結晶で引火点120°C
アルフェナフトール	引火点146°C
ステアリン酸	引火点196°C、白色葉片状晶
動植物油脂(固形)	ヘッド、ラード、バター、牛ろう、ラノリンなどがある。
硬化油	動植物油に水素添加して固形脂肪としたものである。
高級アルコール	ドデシルアルコール、テトラデシルアルコール、セチルアルコール、セリアルコール、ミリスルアルコール等がある。
天然樹脂	コーパル、ダンマー、シェラック等
	グリース、アスファルト、タールピッチ、ワックス、合成樹脂が該当する。

<第5類準危険物>

一般に固体(粉状)で加熱、衝撃により爆発しやすい。

(品名)	(種類)	(性状)
ニトロソ化合物		第5類危険物のニトロ化合物とよく似た物質である。一般にニトロソ化合物とはニトロソ基(-NO)をもつ化合物であるが、準危険物としては1つのベンゼン核に2つ以上のニトロソ基をもったものとされているので、トリニトロソトリメチレンやトリニトロソトリメチルトリメチレントリアミンなどはニトロソ化合物であるが準危険物には該当しない。
	パラジニトロソベンゼン	
	ジニトロソレゾルシン	
	ジニトロソペンタメチレンニトラミン	粉状で、スポンジゴムの発泡剤として用いられる。
	ナトリウムアミド	

<第6類準危険物>

塩素化合物で、水と作用すると発熱し、強酸化力をもっている。

(品名)	(種類)	(性状)
過塩素酸		無色の液体で、空气中で発煙し水を作用して発熱する。加熱すると爆発することがある。
	塩化チオニル	
	塩化スルフリル	

危険物保安講習とは

保安講習とは、危険物取扱者は原則として免状取得後(又は保安講習受講後)5年以内に受講しなければならない講習で、消防法第13条に定められている。

受講義務者とは、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者で、甲種、乙種、丙種の別を問わない。又、保安監督者に選任されている取扱者は取扱作業に従事しているとみなされる。

製造所等で危険物の取扱作業に従事しない取扱者は、受講しなければならない義務はないが自主的に受講することは差支えない。

受講期限は危険物取扱作業に従事することになった日から1年以内に受講しなければならない。

ただし、取扱作業に従事することとなった日から以前4年以内に免状の交付を受けたり、この講習を受講した場合は、免状交付日又は受講日から5年以内に受講すればよい。

昭和46年6月以前に免状取得者は、法令改正に伴う特別の措置がとられ、昭和46年6月1日現在、製造所等において危険物の取扱作業に従事し今日にいたる者は、免状交付日の年月日にかかわらず昭和46年6月1日から5年以内、すなわち昭和51年5月末日までに受講しなければならない。

ただし、昭和46年6月2日以降に危険物取扱作業に従事した者は従事した日から1年以内に保安講習をうけなければならないから、なかには期限切れの人もあるかもしれない。

<例1> 昭和40年10月10日に免状取得、以後今日まで引続き製造所等で危険物取扱作業に従事している場合

▷規則の附則4により、昭和51年5月末日までに受講すればよい。

<例2> 昭和40年10月10日に免状を取得し、昭和48年4月1日から危険物取扱作業に従事した場合

▷規則第58条の二、1により昭和49年3月末日までに受

講すること。

<例3> 昭和45年11月20日に免状を取得、昭和48年4月1日から危険物取扱作業に従事した場合

▷規則第58条の二、1により昭和50年11月19日までに受講すること。

<例4> 昭和47年5月10日免状を取得、その日より危険物取扱作業に従事した場合

▷規則第58条の二、2により昭和52年5月9日までに受講すること。

<例5> 昭和40年5月20日に免状を取得、以後危険物取扱作業に従事していない場合

▷受講義務はない。

近く危険物運搬、移送の総点検

最近大阪府下での危険物運搬、移送の検査が遠のいていくためか、タンクローリー、危険物運搬車両の不整備が目立ち、又堺市ではタンクローリーの接触による油流出事故もあるので、近く移動タンク、運搬車両の一せいで検査が行われる予定である。

検査があるからどうこうというわけではないが、この機会にもう一度点検整備をやってもらいたい。とくに注意すべき点は

<タンクローリー>

- ① 積載品名に間違いがないか……もし異種品名を積み替える場合は、事前に届出をして合法的な措置を講じること。
- ② 標識……ローリー後部の標識、「危」の標識、とくに緊急レバー標識が適格にされているかどうか。
- ③ 消火器の整備と格納箱……消火器がほこりまみれになっていないか。格納箱又はカバーがとりつけられているか。

<トラック>

- ① 標識
- ② 積載物の表示……積載物の容器、包装の外部に表示がしてあるかどうか。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
 泡・ガス・エアーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社
三和商会

TEL 06 (443) 2456

大阪市内の保安講習

9月7日から延11回実施

大阪府昭和50年度危険物保安講習は、大阪市内地域について、別掲の日程で11会場において実施される。

受付は、9月2日、3日、大阪市危険物品協会で行われる。ただし、大阪市協会員については、9月1日に協会事務局で仮受けする。その節次の受講申請手続きを誤らないように。

申込みは申請書と受講票を

受講申請に必要なものは①申請書、②受講票で、申請書には800円の大阪府証紙が要り、又講習用テキストは1部500円で受講申請時に購入すること。なお会員は、同時に申込書も添付すること。

なお、今回は写真は要らない。

泉佐野市協会、安全功労表彰

泉佐野市危険物品保安協会（会長小沢辰一）は昭和24年創立以来、危険物取扱者の養成、従業員の安全教養等多大の業績をおさめたかどにより、国民安全の日にちなみ7月1日消防庁長官より表彰された。

河内長野市で1日署長

河内長野市消防署では、消防業務の実態をつぶさに見てもらい、市民に防火思想の普及をはかるため今年6月より毎月1回各自治会長に交代で1日署長を依頼することになった。

7月21日には同市府営住宅自治会長黒川吉行氏を依頼した。

安全な社会環境づくりに奉仕する



消火器界に一大革命!

パワテクト 粉末消火器
《国家検定合格品》

好評発売中です



消火器・消火装置の総合メーカー



株式会社 **初田製作所**

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 丁573
電話 0720-56-1281(代)

大阪営業所

電話 06-473-4821-4

堺出張所

電話 0722-21-3444

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和50年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

	期別	講習日	時間	会場	
全 類	1期	10月1日(水)と2日(木)と3日(金)	午前9時30分～4時	大阪府中小企業文化会館	
	4 類	2期	10月3日(金)と7日(火)	午前9時30分～4時	大阪府中小企業文化会館
		3期	9月29日(月)と30日(火)	午前9時30分～4時	大阪府農林会館
		4期	9月30日(火)と10月7日(火)	午前9時30分～4時	大阪府商工会館
		5期	9月25日(木)と10月8日(水)	午前9時30分～4時	茨木市商工会館
	類	6期	9月25日(木)と10月6日(月)	午前10時～4時30分	堺市民会館
		7期	9月26日(金)と10月8日(水)	午前10時～4時30分	堺市民会館
		8期	10月1日(水)と6日(月)	午前9時30分～4時	大東市民会館
		9期 (夜)	10月1日(水)と2日(木)と3日(金) と7日(火)	午後5時30分～8時30分	大阪府中小企業文化会館

〈注〉第1期は、4類以外又は4類と他の類との兼類を優先します。4類だけの方は第2期～第9期を受講して下さい。

2. 受付期間と場所

受付場所	日 時
岸和田市消防署内 岸和田市火災予防協会	9月17日(水) 午後1時30分～4時
守口市消防署内 守口、門真防火協会	9月17日(水) 午前10時～12時
豊中市消防本部内 豊中危険物防火安全協会	9月17日(水) 午後2時～4時
大東市消防本部内 大東市火災予防協会	9月18日(木) 午前10時～12時
東大阪市西消防署内 東大阪市西防火協力会	9月18日(木) 午後2時～4時
堺市消防署内(阪堺線大小路駅前) 堺市危険物協会	9月18日(木) 午前10時～4時
茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会	9月19日(金) 午前10時4～時
地下鉄・四ツ橋最北寄出口(四ツ橋ビ ル8階)大阪府危険物品協会連合会事務局	9月23日(火) 午前9時30分～4時

3. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締切りさせていただきます。

4. 会 費 (テキスト代を含む) 第1期の4類以外受講者は、別に4類以外各論問題集(200円)を購入のこと。

乙 種	会 員		会 員 外	
		2,800円(3,000円)	3,500円(3,700円)	
	テキスト不要の場合	1,800円(2,000円)	2,500円(2,700円)	

(注) 上記表中()内金額は9期(夜)の受講料です。